

階上町漁業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 青森県 階上町

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 14 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年度 (22年目)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法 非 適 用
処理区域内人口密度	6.97人/ha(令和3年度現在)	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区(大蛇処理区)		
処 理 場 数	1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成5年に事業に着手し、漁業集落排水施設の整備は完了しています。 公共下水道との統合は、地理的・地形的条件により行わない計画としています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定しています。(従量使用料制) 使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。 																										
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> 一般家庭と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 																										
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	<ul style="list-style-type: none"> 一般汚水と公衆浴場汚水を区別しています。 																										
	<p>・ 1か月あたりの使用料 (下記の金額には、消費税10%が含まれています。)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本使用料</th> <th colspan="2">超過使用料</th> </tr> <tr> <th>基本水量</th> <th>金額</th> <th>超過水量</th> <th>1 m³あたり金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般汚水</td> <td rowspan="3">5 m³まで</td> <td rowspan="3">1,108.8 円</td> <td>5 m³を超え 10 m³まで</td> <td>40.7 円</td> </tr> <tr> <td>10 m³を超え 50 m³まで</td> <td>191.4 円</td> </tr> <tr> <td>50 m³を超える分</td> <td>220 円</td> </tr> <tr> <td>公衆浴場汚水</td> <td>5 m³まで</td> <td>1,108.8 円</td> <td>5 m³を超える分</td> <td>62.7 円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	基本使用料		超過使用料		基本水量	金額	超過水量	1 m ³ あたり金額	一般汚水	5 m ³ まで	1,108.8 円	5 m ³ を超え 10 m ³ まで	40.7 円	10 m ³ を超え 50 m ³ まで	191.4 円	50 m ³ を超える分	220 円	公衆浴場汚水	5 m ³ まで	1,108.8 円	5 m ³ を超える分	62.7 円
区分	基本使用料		超過使用料																								
	基本水量	金額	超過水量	1 m ³ あたり金額																							
一般汚水	5 m ³ まで	1,108.8 円	5 m ³ を超え 10 m ³ まで	40.7 円																							
			10 m ³ を超え 50 m ³ まで	191.4 円																							
			50 m ³ を超える分	220 円																							
公衆浴場汚水	5 m ³ まで	1,108.8 円	5 m ³ を超える分	62.7 円																							
条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和1年度	3,226 円	実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和1年度	3,382 円																						
	令和2年度	3,226 円		令和2年度	3,447 円																						
	令和3年度	3,226 円		令和3年度	3,405 円																						

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名(損益勘定所属職員1名)
事業運営組織	建設課(都市計画グループ)

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・管きょ施設:調査・修繕・清掃業務を仕様発注にて委託しています。 ・処理場、ポンプ場施設:運転管理業務等を仕様発注にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	・未採用
	ウ PPP・PFI	・未採用
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	・未利用
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	・未利用

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

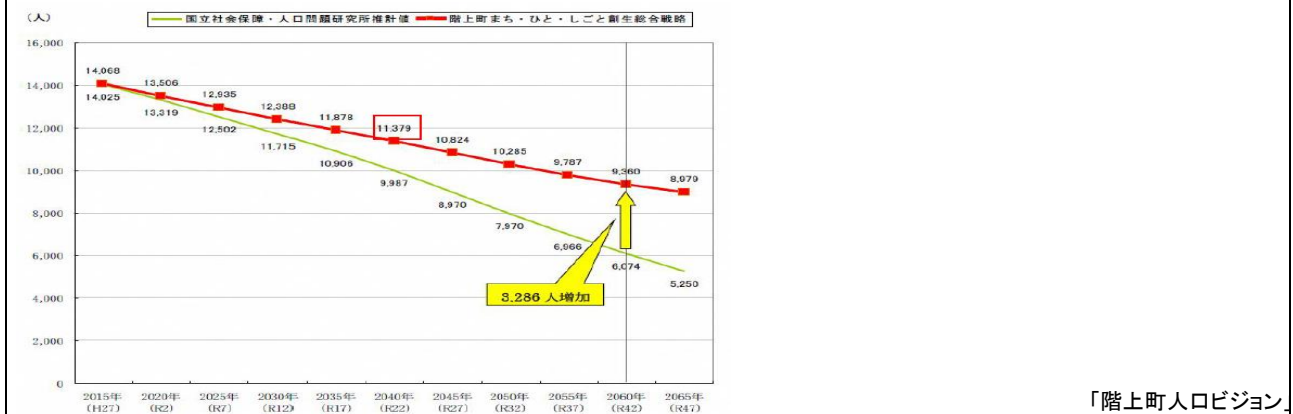
※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

・R4年度に作成・公表したR3年度「経営比較分析表」を添付しております。
 ・経営分析比較表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を簡潔に整理しています。
 ・経費回収率は、他類似自治体と比較し低くなっております。その要因として、償還金の返済や施設等の計画策定を行っていることが挙げられる。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

・処理区域内人口予測の推計にあたっては、「階上町人口ビジョン」に基づき人口の将来展望を根拠として採用し、令和4年3月末の行政区内人口を基に、減少率や区域内人口を案分により推計を行っています。
 ・30年後の区域内人口は、令和4年3月末の80%弱(630人)程度と推計されます。



「階上町人口ビジョン」

(2) 有収水量の予測

・有収水量についても、人口減少によるものと近年の節水機器の普及や意識改革により減少傾向が続いている。推計にあたっては、将来人口と同様に「階上町人口ビジョン」を採用し算出しています。
 ・30年度の有収水量についても、人口同様に令和4年3月末の77%程度と推計されます。

(3) 使用料収入の見通し

・加入世帯の中にもトイレの未接続世帯があり、トイレの水洗化の普及を図り、有収水量の増加に努めます。
 ・有収水量の減少に伴い使用料も減少してきており、5年ごとに料金改定を検討していくこととしており、令和6年と令和11年度に行う予定でおります。

(4) 施設の見通し

・施設の機械設備は、標準耐用年数(15年)を経過しているが、通常の維持管理により大規模な改修まで至っておらず、日々の管理を十分にいき、長寿命化を図っており、今後も維持管理業者と情報共有しながら、機器の更新時期を検討していきます。

(5) 組織の見通し

・職員は、現行1人の事務職員で行っており、人事異動を行うことで、経費節減及び技術の継承等出来るものと考えております。又、令和6年4月から企業会計を導入予定であり、職員の意識改革やより効率的な組織が構築されます。

3. 経営の基本方針

【経営の基本方針】

施策1 漁業集落排水施設の適正な維持管理

・老朽化施設の改築・更新を効率的かつ効果的に実施していきます。
 ・処理施設、ポンプ施設の適正な運転と管理を実施します。
 ・管きよの事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施します。

施策2 漁業集落排水事業の経営の安定

・漁業集落排水事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期投資案件については、施設整備が完了しているため計画は存在しません。地方債の償還は、令和6年度から減り始め、令和14年度で終了する見込みとなっております。
-----	---

1) 整備事業

・管きよ施設整備は完了しているため、経営戦略計画期間において、費用は計上していません。

2) 改築事業

・平成11年の供用開始から、令和元年度には20年を経過し、処理場機械設備は老朽化が進行しています。処理場機械設備は、標準耐用年数(15年)を経過しているため、部分的な改築費用を見込んでいます。
 ・初期に設置したマンホールポンプについても、本計画期間内に機械設備の標準耐用年数(15年)が経過し、老朽化が進行している施設があるため、部分的な改築費用を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>収支計画の策定の前提となる長期財源試算の結果及びそれに基づく長期目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費と地方債元利償還金について、使用料と一般会計繰入金を充当しており、今後、施設の老朽化対策が生じることとなります。施設の運転管理による状況の変化を的確に判断し、必要な修繕・機器の更新を進め、繰入金を抑えた安定した経営を目指していきます。 ・令和6年の公共下水道事業と会計を統合することにより、業務の合理化や使用料改定などを行い、類似団体並み(40%)の経費回収率を目指します。
-----	--

<p>1) 使用料、一般会計繰入金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本経営戦略における下水道使用料金体系は、現行の料金制度を継続するものとしますが、本町では、5年ごとに料金制度の検討を行っていきます。 ・一般会計繰入金は、使用料収入で賚えない維持管理費や地方債元利償還費の財源不足分として充当しており、全て国の繰出基準で認められている分で充当しています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>1) 維持管理費</p> <p>① 管きよ費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費として、修繕費(管きよ修繕)、委託費(清掃費)を計上しています。 <p>② 処理場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理費として、動力費、修繕費、委託費、その他を計上しており、修繕費とその他は過年度の実績から設定しています。 ・動力費や委託費は、処理水量の増減を考慮し、設定しています。 <p>③ その他維持管理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の維持管理費は、職員給与費や一般管理費を計上しており、職員給与費は現状体制を存続するものとしています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	<p>広域化・共同化・最適化に関して、下記の事項について今後検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 公共下水道、漁業集落排水事業、浄化槽設置事業の事務の委託・代替執行等による事務の効率化
投資の平準化に関する事項	<p>投資の平準化に関して、下記の事項について今後検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 計画的な維持管理と効率的な改築の推進
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	<p>投資に関する民間活力の活用に関して、下記の事項について今後検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 処理場の維持管理の軽減のため、効率的な維持管理体制の構築を検討
その他の取組	<p>上記以外の今後の投資に関する取組について、今のところ予定しておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。</p>

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	<p>使用料の見直しに関して、下記の事項について今後検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 料金体系の見直しによる一般会計繰入金の抑制 (5年に1回料金体系の見直し検討を予定しております。) 令和6年度と令和11年度に見直しを行うことで、計画に反映させています。
資産活用による収入増加の取組について	<p>資産活用により収入増加の取組について、活用可能な資産がないため、現時点では予定していません。</p>
その他の取組	<p>上記以外の今後の財源確保に関する取組について、今のところ予定しておりませんが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。</p>

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	投資以外の経費に対する民間活力に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■管きよ施設の計画的な維持管理による、費用の効率化
職員給与費に関する事項	職員給与費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■業務量の分散化・平準化による職員給与費の増加抑制
動力費に関する事項	動力費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■省電力設備の導入、運転操作方法の調整による動力費の軽減
薬品費に関する事項	薬品費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■効率的な維持管理による薬品費の軽減
修繕費に関する事項	修繕費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■効率的な維持管理による修繕費の適正化
委託費に関する事項	委託費の経費削減等に関して、下記の事項について今後検討していきます。 ■管きよの計画的な調査・点検
その他の取組	上記以外の今後の経費削減等に関する取組について、今のところ予定をしておりますが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年ごとに見直し(ローリング)を行い、本経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。 ・令和6年4月から、公営企業会計を導入予定であり、公共下水道事業と統合し効率的な組織となる見込みです。
---------------------	--